農村振興行政系の紹介
～用地補償・管理業務～

農林水産省東海農政局
農村振興部用地課

農村振興行政系とは

○　東海農政局事務系職員で、主に東海農政局農村振興部の、用地課、水利整備課（管理調整）、管内事業（務）所、または農村振興部の他の課に採用され、業務を行う職員です。（主な業務内容は、以下を参照。）

○　上記のいずれかの課で、行政研修、専門研修、ＯＪＴなどにより、１年間基礎的な事項を習得した後、より農家・農業に近い現場を経験するために、管内事業（務）所（２ページの最下段）へ異動して頂きます。

○　農村振興部及び管内事業（務）所を２～３年周期で何箇所か異動した後、本人の適正、経験、希望等を勘案の上、本省、地方農政局（東海農政局含む。）などへ異動し、キャリアを積んで頂きます。

用地課、水利整備課（管理調整）とは

○　用　　地　　課
　公共用施設を造成するための土地の買収、支障となる建物・物件等の移転、農業農村整備事業（土地改良事業）に必要となる土地の借地などを行います。（３～６ページ参照。）

○　水利整備課（管理調整）
　土地改良事業で造成した公共用施設の管理、土地等の使用許可、土地改良事業で必要となる土地の占用手続きなどを行います。

農村振興行政系に係る組織

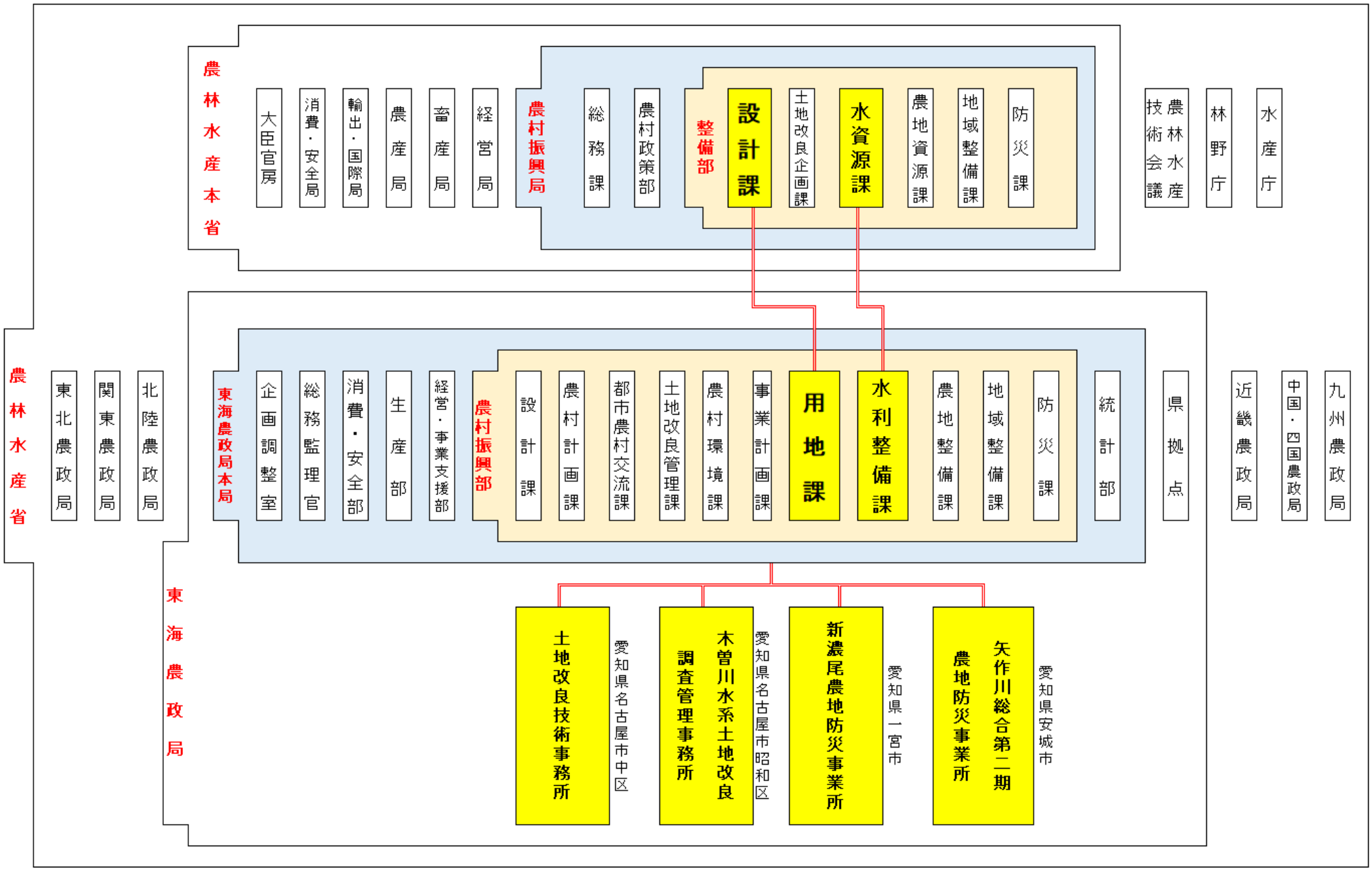

農業農村整備事業等により農業・農村振興を推進します

農業農村整備事業

水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田で必要な農業用水を確保するためのダムや堰の整備、営農条件を改善するための水田や畑の整備、農村の環境整備などを行っています。

国営土地改良事業で既存の溜池を利用して造成した調整池（ダム）

国営土地改良事業で改修した水路

国営事業の実施

事業の流れ

◆工事

●事業の実施は、国営事業(務)所が行います。整備工事は、必要な詳細調査や設計を行い、関係機関との調整などを行った上で開始します。工事の実施に当たっては、事業用地の確保を行います。【用地補償業務】

工事の流れ

工事の設計

地元説明

工事の積算・発注

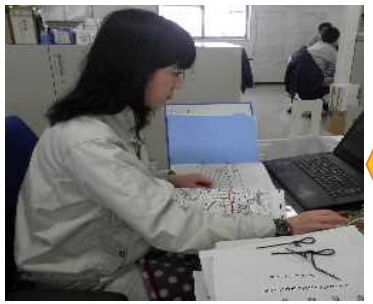

工事の監督・検査

用地補償業務

用地測量・調査

補償金額の算定・用地交渉

補償契約

◆施設管理

●台帳や図面などを整理した上で、施設を土地改良区等に委託して管理してもらうための事務や農林水産省の水路などの施設が河川敷地や国道・県道敷地などを横断等をしている場合に占用手続きを行います。【管理業務】

国営事業（務）所の用地補償業務

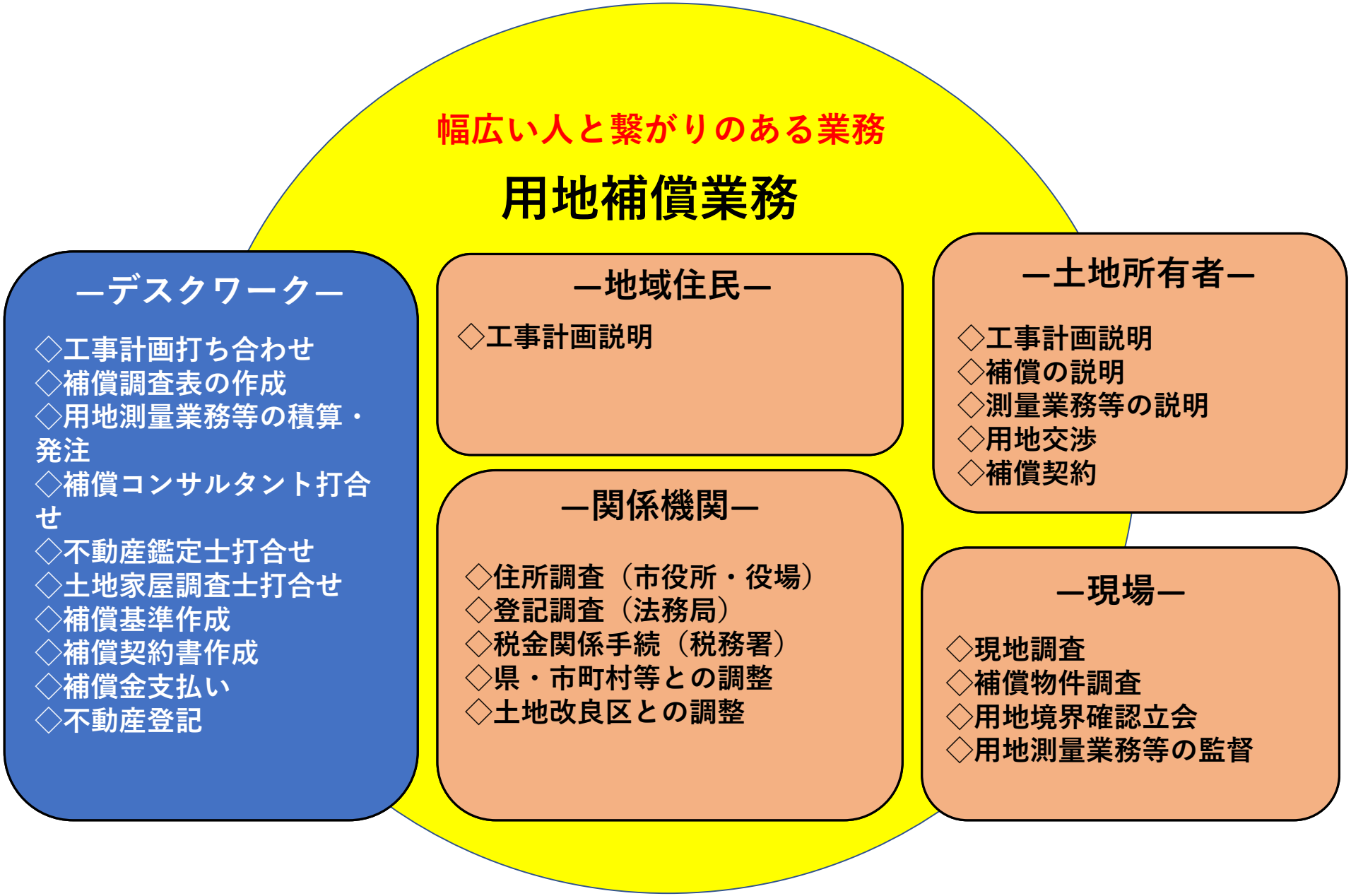

先輩の声

事業（務）所　用地課・財産管理課　3年目職員

農村振興行政系職員として採用され、3年目となりました。配属された当時は、専門用語が多く戸惑うことばかりでしたが、関係する法令や通知などを読みこんだり、上司からの指導を受けたりすることにより、少しずつ理解が深まり、補償内容の事前審査についても担当できるようになりました。

2年目に現在の職場へ異動となり、土地改良事業を実施している最前線で勤務しております。具体的には、農業用施設（ダム等）の管理に係る地方公共団体等への協議等の事務手続きを行ったり、相続調査や土地の権利関係の把握等の目的で法務局を訪問したり、工事用地として必要な土地を確保するために、補償金を算定したうえで地権者の方のお宅を訪問したりと、担当する業務はとても幅広いです。

また、用地・管理業務はデスクワークに加え、上述したとおり現地調査や用地交渉のために現地へ赴く機会が多く、そのことが仕事にメリハリを与えていると実感しております。そして、用地交渉での説明に対して、地権者の方から「わかった」という言葉をいただけた時は、私個人が信用してもらえたようで、感じた達成感はとても大きなものでした。

他の部署では経験できない用地・管理業務に、皆様が少しでも興味・関心を持っていただけると幸いです。